

令和 6 年度

国営施設応急対策事業母畑地区

北幹線用水路実施設計（その 2）業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

#### 第1－1条

国営施設応急対策事業母畑地区北幹線水路実施設計（その2）業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書（設）」という。）、「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書（調）」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目的)

#### 第1－2条

本業務は、国営施設応急対策事業母畑地区の工事实施のため、北幹線水路の実実施設計を行うものである。

### (場所)

#### 第1－3条

本業務において対象となる北幹線水路は、福島県須賀川市及び石川郡玉川村地内で、別紙－1「位置図」に示すとおりである。

### (土地の立入り等)

#### 第1－4条

##### 1 設計業務

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書（設）第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

##### 2. 調査業務

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書（調）第1-15条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

### (低入札価格契約における第三者照査)

#### 第1－5条

1 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は

「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書（設）第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

## 2 第三者照査の企業に要求される資格

- （１） 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- （２） 東北農政局において、令和５・６年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- （３） 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- （４） 共通仕様書（設）第1-31条守秘義務を遵守できるものであること。
- （５） 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

### ア 資本関係

- （ア） 親会社と子会社の関係にある
- （イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

### イ 人的関係

- （ア） 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

## 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

## 4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

## 5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

ない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条（打合せ）に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書（設）第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1－6条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- （1）審査項目 a）～ c）において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- （2）審査項目 d）において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- （3）その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- （4）業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第 1－7 条

業務請負契約書、共通仕様書（設）、共通仕様書（調）に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (3) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員の承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。

また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。

(管理技術者)

第 1－8 条

管理技術者は、共通仕様書（設）第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

| 資格                | 技術部門   | 選択科目      |
|-------------------|--------|-----------|
| 技術士               | 総合技術監理 | 農業－農業土木   |
|                   |        | 農業－農業農村工学 |
|                   | 農業     | 農業土木      |
|                   |        | 農業農村工学    |
| 博士                | 農学     |           |
| シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木   |           |

(照査技術者)

第 1－9 条

- 1 照査技術者は、共通仕様書（設）第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

| 資格  | 技術部門   | 選択科目      |
|-----|--------|-----------|
| 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木   |
|     |        | 農業－農業農村工学 |
|     | 農業     | 農業土木      |

|                   |      |        |
|-------------------|------|--------|
|                   |      | 農業農村工学 |
| 博士                | 農学   |        |
| シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 |        |

2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書（設）第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第1-10条

1 担当技術者は、共通仕様書（設）第1-8条によるものとする。

2 担当技術者は、地質・土質調査業務と合わせて行う場合にあつては、地質・土質調査部門の担当技術者を含むものとする。

（配置技術者の確認）

第1-11条

共通仕様書（設）第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第（設）第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

（1）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

（2）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第1-12条

受注者は、共通仕様書（設）第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があつた場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

### (適用する図書)

#### 第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。

他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

| 番号 | 名称                                      | 発行所                         | 制定(改訂)年月 |
|----|-----------------------------------------|-----------------------------|----------|
| 1  | 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」             | (公社)農業農村工学会                 | 平成26年3月  |
| 2  | 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」          | (公社)農業農村工学会                 | 令和3年6月   |
| 3  | 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「農道」              | (公社)農業農村工学会                 | 平成17年3月  |
| 4  | 鋼構造物設計技術指針(水門扉編)                        | (一社)農業土木事業協会                | 平成21年11月 |
| 5  | 農業水利施設の機能保全の手引き                         | (一社)農業土木事業協会                | 平成27年8月  |
| 6  | 農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」                 | 農林水産省農村振興局                  | 平成28年8月  |
| 7  | 農業水利施設の長寿命化のための手引き                      | 農林水産省農村振興局                  | 平成27年11月 |
| 8  | 農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル<br>(パイプライン編)(案) | 農林水産省農村振興局<br>整備部設計課施工企画調整室 | 平成29年4月  |

### (設計条件)

#### 第2-2条

##### 1 設計基本条件

##### (1) 北幹線用水路

| 項目   | 条件    |                        | 備考     |
|------|-------|------------------------|--------|
| 設計流量 | 取水点   | 2.101m <sup>3</sup> /s | 代かき期最大 |
|      | 国営末端点 | 0.44m <sup>3</sup> /s  | 代かき期最大 |
| 設計水位 | 取水点   | EL=345.475m            | HWL    |
|      |       | EL=344.517m            | LWL    |

## 2 対象施設

本業務の対象施設は、別紙－2「付帯施設調査・設計対象施設一覧表」に示すものとする。

(作業条件)

### 第2－3条

本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 落水を行う時期は下記に示す期間を予定しているが、詳細については監督職員と打合せた後に実施するものとする。

| 施設名    | 作業予定期間       | 備考 |
|--------|--------------|----|
| 北幹線用水路 | R6.11月～R7.2月 |    |

- (4) 現地作業において、仮設工が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。
- (5) 調査対象施設は非かんがい期の落水状態を想定しているが、作業上支障となる状態が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料等)

### 第2－4条

貸与資料は、次のとおりである。

| 分類   | 貸与資料                                             | 数量 |
|------|--------------------------------------------------|----|
| 関係図書 | 事業誌 母畑開拓事業の歩み                                    | 1式 |
|      | 母畑開拓建設事業 施設管理図                                   | 1式 |
| 成果品  | 平成26年度<br>国営造成施設保全対策指導事業<br>母畑地区北幹線用水路機能診断業務 報告書 | 1式 |
|      | 平成28年度<br>国営施設応急対策事業<br>母畑地区事業計画検討その他業務          | 1式 |
|      | 平成30年度<br>国営施設応急対策事業<br>母畑地区幹線用水路調査検討その他業務       | 1式 |

|     |                                                  |     |
|-----|--------------------------------------------------|-----|
|     | 平成 3 1 年度<br>国営施設応急対策事業<br>母畑地区事業計画整理検討その他業務 報告書 | 1 式 |
|     | 令和 2 年度<br>国営施設応急対策事業<br>母畑地区事業計画とりまとめ業務 報告書     | 1 式 |
| その他 | その他監督職員が必要と認める資料                                 | 1 式 |

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(貸与資料の取扱い)

#### 第 2－5 条

第 2－4 条 (貸与資料等) に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、施設機能診断作業時点の最新版を用い機能診断作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連工事)

#### 第 2－6 条

受注者は、次に示す関連工事の受注者と相互に協力し、履行しなければならない。

| 番号 | 工事名                                               | 工事実施(予定)期間                |
|----|---------------------------------------------------|---------------------------|
| 1  | 令和 6 年度 国営施設応急対策事業母畑地区<br>北幹線用水路改修 (その 1) 工事 (仮称) | 令和 6 年 9 月～<br>令和 7 年 3 月 |

### 第 3 章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

#### 第 3－1 条

本業務における作業項目は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別紙－3「作業項目内訳表」に示すものとする。

##### 1 設計業務

| 作業項目    | 数量  | 備考 |
|---------|-----|----|
| 1 資料の検討 | 1 式 |    |
| 2 現地調査  | 1 式 |    |
| 3 概略診断  | 1 式 |    |

|                         |     |  |
|-------------------------|-----|--|
| 機能診断評価（概略診断）<br>（健全度評価） |     |  |
| 4 設計計画                  | 1 式 |  |
| 5 図面作成                  | 1 式 |  |
| 6 数量計算                  | 1 式 |  |
| 7 施工計画の検討               | 1 式 |  |
| 8 概算工事費積算               | 1 式 |  |
| 9 照査                    | 1 式 |  |
| 10 点検とりまとめ              | 1 式 |  |

## 2 調査業務

| 作業項目                   | 数量  | 備考 |
|------------------------|-----|----|
| 1 現地調査                 | 1 式 |    |
| 2 概略診断<br>機能診断評価（概略診断） | 1 式 |    |

（設計作業の留意点）

### 第3－2条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1） 設計に当たっては、更新または補修される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- （2） 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- （3） 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。

なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、  
[http://www.nn-techinfo.jp/mdb\\_web/MdbTop.do](http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do) を参照。

・新技術情報システム（NETIS）は  
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。

- （4） 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。  
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と

協議するものとする。

- ・「工事工種の体系化」は

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi\\_kousyu/](http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/)を参照。

- (5) 新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月）において、柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意するものとする。
- (6) 数量計算に当たっては、土地改良工事数量算出要領（案）に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。

（調査作業の留意点）

### 第3－3条

調査作業の実施に際し特に留意する点は、次の通りとする。

- (1) 現地調査において著しく機能が低下している設備を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
- (2) 現地調査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
- (3) 対策内容の検討に当たっては、当該設備が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (5) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。
- (6) 機能診断に伴い必要とされる消耗的部品等が発生した場合は監督職員と協議するものとする。
- (7) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。
- (8) 対策内容の検討に当たっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。

（業務の成果品質確保対策）

### 第3－4条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するも

のとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に管理技術者、担当技術者並びに事務所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、業務担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

| 確認事項                         |
|------------------------------|
| 作業条件・前提条件                    |
| 業務計画の妥当性                     |
| スケジュール                       |
| 設計変更内容                       |
| その他（事業間連携、資材選定チェック、環境対策等の促進） |

イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者、担当技術者並びに事務所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

### 第3－5条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、下記の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

#### （１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

#### （２）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### （３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、上記「（１）使用する機器・ソフトウェア」の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記（１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### （４）写真の納品

受注者は、上記「（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い」に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）

を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

### 第4章 打合せ

#### (打合せ)

##### 第4－1条

共通仕様書（設）第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

| 回数  | 打合せ   | 目的               |
|-----|-------|------------------|
| 第1回 | 初回打合せ | 現場条件等の確認、貸与資料の貸与 |
| 第2回 | 中間打合せ | 基本事項選定段階         |
| 第3回 | 中間打合せ | 設計内容選定段階         |
| 第4回 | 中間打合せ | 報告書原稿作成段階        |
| 第5回 | 最終打合せ | 報告書完成段階          |

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書（設）第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

### 第5章 成果物

#### (成果物)

##### 第5－1条

- 1 成果物を共通仕様書（設）第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

| 成果物                         | 数量   |
|-----------------------------|------|
| 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）   | 正副2部 |
| 成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） | 1部   |

## 2 開示用成果物の作成

上記「1 成果物」のほかに、成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

なお、黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

### 第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38－7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

（契約変更）

### 第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第2－2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- （2）第2－3条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- （3）第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- （4）第3－4条に示す「業務の成果品質確保対策」に変更が生じた場合。
- （5）第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （6）第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （7）履行期間の変更が生じた場合。
- （8）関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- （9）現地作業において仮設工が必要となった場合。
- （10）本業務の遂行に伴い、新たな作業が必要となった場合。
- （11）その他

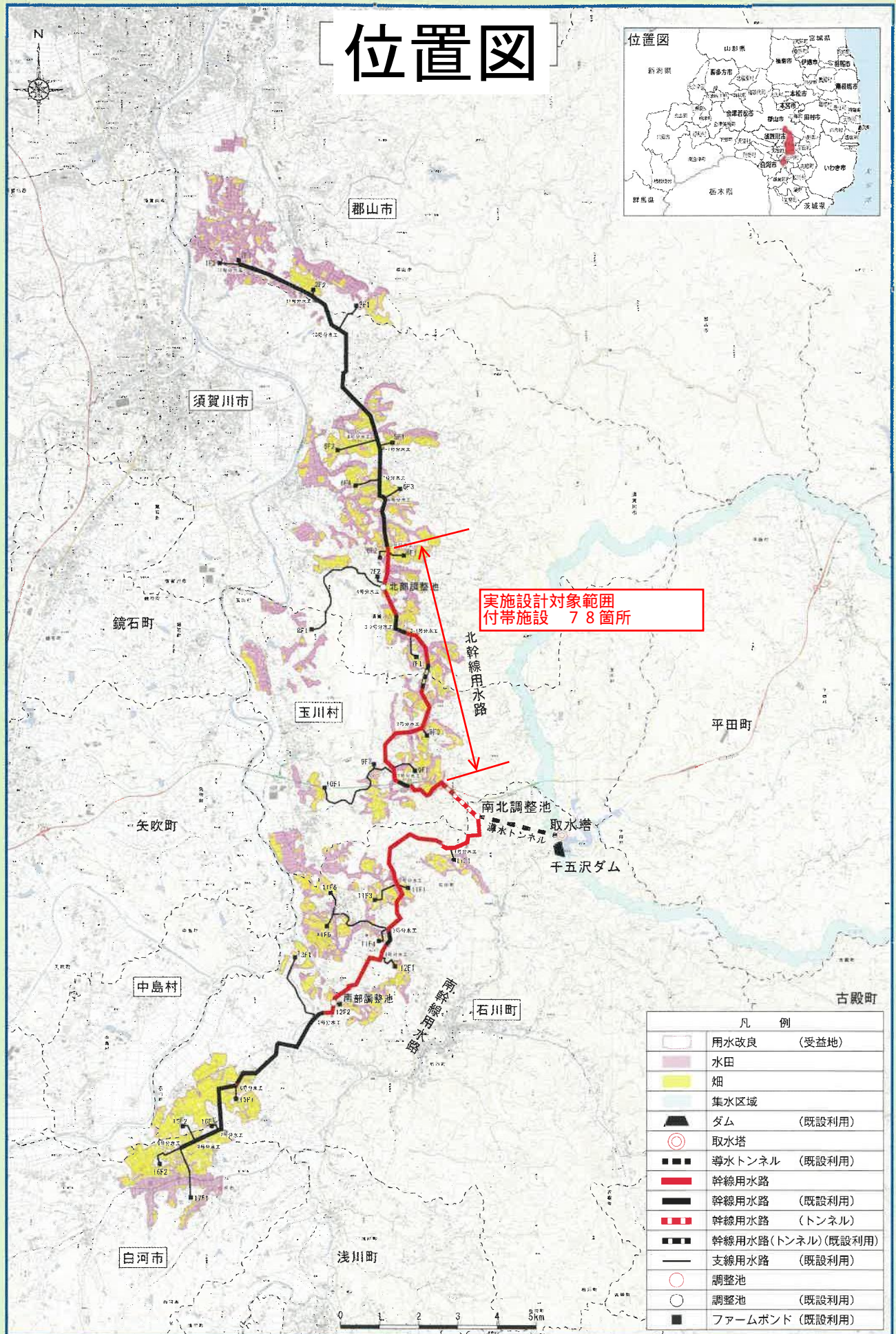
## 第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

### 第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

# 位置図



| 凡 例 |                   |
|-----|-------------------|
|     | 用水改良 (受益地)        |
|     | 水田                |
|     | 畑                 |
|     | 集水区域              |
|     | ダム (既設利用)         |
|     | 取水塔               |
|     | 導水トンネル (既設利用)     |
|     | 幹線用水路 (既設利用)      |
|     | 幹線用水路 (トンネル)      |
|     | 幹線用水路(トンネル)(既設利用) |
|     | 支線用水路 (既設利用)      |
|     | 調整池               |
|     | 調整池 (既設利用)        |
|     | ファームバンド (既設利用)    |

別紙ー2 付帯施設調査・設計対象施設一覧表

| 区分     | 区分  | 番号 | 施設名      | 対象施設 | 対象構造物        | 概略診断<br>対象構造物 | 実施設計<br>対象構造物 |
|--------|-----|----|----------|------|--------------|---------------|---------------|
| 北幹線用水路 | 分水工 | 1  | 第1号分水工   | 1    | バタフライ弁 φ1800 | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 仕切弁 φ300     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 空気弁 φ150     | ○             | ○             |
|        |     | 2  | 第2号分水工   | 1    | バタフライ弁 φ1800 | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 仕切弁 φ500     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 仕切弁 φ300     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 空気弁 φ150     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 空気弁 φ150     | ○             | —             |
|        |     | 3  | 第3ー1号分水工 | 1    | バタフライ弁 φ1650 | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 仕切弁 φ300     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 空気弁 φ150     | ○             | —             |
|        |     | 4  | 第3ー2号分水工 | 1    | バタフライ弁 φ1350 | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 仕切弁 φ600     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 仕切弁 φ250     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 仕切弁 φ200     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 仕切弁 φ100     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 空気弁 φ50      | ○             | —             |
|        |     | 5  | 第4号分水工   | 1    | 仕切弁 φ400     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 仕切弁 φ400     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 仕切弁 φ200     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 空気弁 φ75      | ○             | —             |
|        |     | 6  | 第5号分水工   | 1    | バタフライ弁 φ300  | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | バタフライ弁 φ300  | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | バタフライ弁 φ100  | ○             | —             |
|        |     | 7  | 第6号分水工   | 1    | 仕切弁 φ350     | ○             | ○             |
|        |     |    |          |      | 空気弁 φ150     | ○             | —             |
|        |     | 8  | 第7号分水工   | 1    | 仕切弁 φ250     | ○             | —             |
|        |     | 9  | 第8ー1分水工  | 1    | 仕切弁 φ400     | ○             | —             |
|        |     |    |          |      | 空気弁 φ100     | ○             | —             |
|        |     | 10 | 第8ー2号分水工 | 1    | 仕切弁 φ200     | ○             | —             |
|        |     | 11 | 第9号分水工   | 1    | 仕切弁 φ300     | ○             | —             |

| 区分     | 区分  | 番号 | 施設名     | 対象施設 | 対象構造物     | 概略診断<br>対象構造物 | 実施設計<br>対象構造物 |
|--------|-----|----|---------|------|-----------|---------------|---------------|
| 北幹線用水路 | 排気工 | 12 | 第1号排気工  | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | ○             |
|        |     | 13 | 第2号排気工  | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 14 | 第3号排気工  | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 15 | 第4号排気工  | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 16 | 第5号排気工  | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 17 | 第6号排気工  | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 18 | 第7号排気工  | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | ○             |
|        |     | 19 | 第8号排気工  | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 20 | 第9号排気工  | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 21 | 第10号排気工 | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 22 | 第11号排気工 | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 23 | 第12号排気工 | 1    | 空気弁 φ 不明  | ○             | —             |
|        |     | 24 | 第13号排気工 | 1    | 空気弁 φ 100 | ○             | —             |
|        |     | 25 | 第14号排気工 | 1    | 空気弁 φ 100 | ○             | —             |
|        |     | 26 | 第15号排気工 | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 27 | 第16号排気工 | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 28 | 第17号排気工 | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 29 | 第18号排気工 | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 30 | 第19号排気工 | 1    | 空気弁 φ 150 | ○             | —             |
|        |     | 31 | 第20号排気工 | 1    | 空気弁 φ 100 | ○             | —             |
|        |     | 32 | 第21号排気工 | 1    | 空気弁 φ 不明  | ○             | —             |
|        |     | 33 | 第22号排気工 | 1    | 空気弁 φ 100 | ○             | —             |

| 区分     | 区分  | 番号 | 施設名     | 対象施設 | 対象構造物        | 概略診断<br>対象構造物 | 実施設計<br>対象構造物 |
|--------|-----|----|---------|------|--------------|---------------|---------------|
| 北幹線用水路 | 排泥工 | 34 | 第1号排泥工  | 1    | 仕切弁 φ 500    | ○             | ○             |
|        |     | 35 | 第2号排泥工  | 1    | 仕切弁 φ 450    | ○             | ○             |
|        |     | 36 | 第3号排泥工  | 1    | 仕切弁 φ 450    | ○             | —             |
|        |     | 37 | 第4号排泥工  | 1    | 仕切弁 φ 450    | ○             | —             |
|        |     | 38 | 第5号排泥工  | 1    | 仕切弁 φ 450    | ○             | ○             |
|        |     | 39 | 第6号排泥工  | 1    | 仕切弁 φ 450    | ○             | —             |
|        |     | 40 | 第7号排泥工  | 1    | 仕切弁 φ 450    | ○             | —             |
|        |     | 41 | 第8号排泥工  | 1    | 仕切弁 φ 450    | ○             | ○             |
|        |     | 42 | 第9号排泥工  | 1    | 仕切弁 φ 400    | ○             | —             |
|        |     |    |         |      | 空気弁 φ 150    | ○             | ○             |
|        |     | 43 | 第10号排泥工 | 1    | 仕切弁 φ 400    | ○             | —             |
|        |     | 44 | 第11号排泥工 | 1    | 仕切弁 φ 400    | ○             | —             |
|        |     |    |         |      | 空気弁 φ 75     | ○             | —             |
|        |     | 45 | 第12号排泥工 | 1    | 仕切弁 φ 400    | ○             | —             |
|        |     |    |         |      | 空気弁 φ 75     | ○             | —             |
|        |     | 46 | 第13号排泥工 | 1    | 仕切弁 φ 400    | ○             | —             |
|        |     |    |         |      | 空気弁 φ 75     | ○             | —             |
|        |     | 47 | 第14号排泥工 | 1    | パタフライ弁 φ 900 | ○             | —             |
|        |     |    |         |      | 仕切弁 φ 350    | ○             | —             |
|        |     |    |         |      | 仕切弁 φ 350    | ○             | —             |
|        |     |    |         |      | 空気弁 φ 150    | ○             | —             |
|        |     | 48 | 第15号排泥工 | 1    | 仕切弁 φ 300    | ○             | —             |
|        |     |    |         |      | 空気弁 φ 100    | ○             | —             |
|        |     | 49 | 第16号排泥工 | 1    | 仕切弁 φ 300    | ○             | —             |
|        |     | 50 | 第17号排泥工 | 1    | 仕切弁 φ 300    | ○             | —             |
|        |     | 合計 |         | 50   |              | 78            | 9             |

別紙－3 作業項目内訳表

| 作業項目                            | 作業内容                                                                             | 作業<br>実施欄 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1. 設計業務                         |                                                                                  |           |
| 1 資料の検討                         | 貸与資料の内容を把握するとともに、作業に必要な各種資料を収集し、作業計画を樹立する。                                       | ○         |
| 2 現地調査                          | 貸与資料及び本業務の内容について、施設管理者から聞き取りを行い設計に必要な情報を把握する。                                    | ○         |
| 3 概略診断<br>機能診断評価（診断）<br>（健全度評価） | 過去の診断結果を参考に概略診断を行い、必要に応じて部位毎及び設備全体の健全度評価の見直しを行う。なお、過去に機能診断を行っていない設備については機能診断を行う。 | ○         |
| 4 設計計画                          | 資料の検討・現地調査及び概略診断の結果に基づき、施設の更新の必要性について検討し、更新する付帯施設の仕様を整理する。                       | ○         |
| 5 図面作成                          | 設計計画に基づき、付帯施設更新設計図を作成する。                                                         | ○         |
| 6 数量計算                          | 図面に基づき、数量を算出する。                                                                  | ○         |
| 7 施工計画の検討                       | 更新する付帯施設の撤去・更新方法、施工機械を検討し、仮設計画を含めた施工計画を検討する。                                     | ○         |
| 8 概算工事費積算                       | 単価を作成し、概算工事費を算定する。仮設費についても積み上げで算定する。                                             | ○         |
| 9 照査                            | 照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。                                              | ○         |
| 10 点検とりまとめ                      | 各作業項目の成果物の点検とりまとめ及び報告書を作成する。                                                     | ○         |
| 2. 調査業務                         |                                                                                  |           |
| 1 現地調査                          | 貸与資料及び本業務の内容について、施設管理者から聞き取りを行い設計に必要な情報を把握するとともに、施設の劣化状況について調査する。                | ○         |
| 2 概略診断<br>機能診断評価（診断）            | 過去の診断結果を参考に概略診断を行う。なお、過去に機能診断を行っていない設備については機能診断を行う。                              | ○         |